

## 公印の管理に関する訓令

[最終改正 令和5.2.21 京都府警察本部訓令第2号]

### (目的)

第1条 この訓令は、京都府警察の公印の作製、保管、取扱いその他公印について必要な事項を定めることを目的とする。

### (公印の定義)

第2条 この訓令において「公印」とは、警察本部、市警察部、部課、室、所、学校、隊（以下「警察本部等」という。）及び警察署（以下「部課署」と総称する。）又はその長若しくは次長、参事官、理事官、首席監察官、サイバーセンター長若しくは組織犯罪対策統括室長が発する公文書に押印して、部課署を証し、又は部課署における身分を証するために作製された印章をいう。

### (公印の制式等)

第3条 公印の文字は、左横書きとし、書体は、てん書及びれい書とする。ただし、表彰状等に押印する公印にあつては、縦書きとする。

2 公印の名称、形状、寸法、書体、材質及び使用区分については、別表第1及び別表第2で定める公印表（以下「公印表」という。）のとおりとする。

3 公印の押なつは、公印表で定める使用区分に従い押印しなければならない。ただし、朱肉印を押なつすることが不可能なもの又は事務処理上特に必要と認めるものについては、あらかじめ文書により次条に規定する管理責任者の承認を得て、公印と同様の印影を印刷することをもつて朱肉印の押なつに代えることができる。

### (管理責任者)

第4条 公印の管理責任者は、総務部長とする。

2 管理責任者は、公印の作製、改刻、取扱いその他公印の管理について、その責を負う。

3 管理責任者は、公印台帳（様式第1号）を備え、公印の名称、形状、寸法、使用方法、印影その他必要事項を記載して、公印表に定める順序につづらなければならない。

4 あらたに公印を作製したとき、その他記載事項に変更を生じたときは、そのつど公印台帳を整理し、常に公印についての事項を明らかにしておかなければならない。

### (保管責任者)

第5条 保管責任者は、公印表に定める所属長とする。

2 保管責任者は、公印台帳を備え、公印の名称、形状、寸法、使用方法、印影その他必要事項を記載して、公印表に定める順序につづらなければならない。

3 あらたに公印が交付されたとき、その他記載事項に変更を生じたときは、そのつど公印台帳を整理し、常に公印についての事項を明らかにしておかなければならない。

### (取扱責任者)

第6条 保管責任者は、次に掲げる者を公印の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として指定するものとする。

- (1) 警察本部等にあつては次席、副所長、副隊長及び副校長
- (2) 警察署にあつては副署長

- 2 取扱責任者は、保管責任者の命を受け、公印の保管および取扱い等の事務を行ない、保管責任者に対して責を負う。
- 3 保管責任者は、公印の取扱いについて取扱責任者の補助をさせる必要があるときは、あらかじめ指定した補助者に、その事務を処理させることができる。
- 4 警察署における署（長）印（一般公文書用）で、府の休日及び夜間（警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）第2条に規定する職員の勤務時間以外の時間）使用しなければならない場合においては、前項の規定にかかわらず当直長にその事務を処理させることができるものとする。
- 5 当直長は、その勤務時間中公印を使用したときは、勤務終了後取扱責任者に、その旨報告しなければならない。

（公印の保管）

第7条 公印は、常にかぎのかかる箱または金庫等に保管しなければならない。

（公印の作製、改刻）

第8条 保管責任者は、公印の作製、改刻の必要を認めるときは、理由を付し、その旨を管理責任者に申し出なければならない。

- 2 管理責任者は、前項の申し出について、必要があると認めるときは、作製または改刻して交付するものとする。

（公印の使用制限）

第9条 公印は公印表に定める使用区分にしたがい使用し、第5条に規定する公印台帳に記載されていない印を公印として使用することはできない。

- 2 公印は、次の各号に掲げる公文書に使用するものとする。ただし、施行文書が多部数のため印刷または複製等によるものは、公印を押さないことができる。
  - (1) 証明書、契約書または領収書等で、公印を押すことによつてその効力を発する文書
  - (2) 許可、認可等行政処分に関する文書
  - (3) 表彰または感謝文等の書状
  - (4) 申請書、依頼状等で、処置行為の要請を内容とする重要な文書
  - (5) 発送文書のうち公印を押すことを必要と認めるもので軽易な文書以外の文書
  - (6) 保管責任者において、特に公印を押すことの必要を認めた文書

（公印の使用取扱い）

第10条 公印を使用するときは、決裁を経た起案書を取扱責任者（その補助者を含む。以下同じ。）に提示しなければならない。

- 2 公印の使用は、必ず取扱責任者の面前において行なわなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときで、取扱責任者の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 公印を取り扱うときは、次の各号に留意しなければならない。
  - (1) 公印は、損傷しないようていねいに取り扱いなければならない。
  - (2) 公印を放置したり、またはかぎのかからない引出しもしくは箱に入れたまま席をはずしてはならない。
  - (3) 公印をみだりに他人に手渡したり押印してはならない。

（電子印）

第11条 保管責任者は、電子計算機を利用して文書を作成する場合において、特に必要があると

認めるときは、第3条第3項の承認を得て電子印（電子計算機により公印の印影を電磁的記録媒体に記録し、その記録した印影を印刷したものをいう。以下同じ。）を使用することができる。この場合において、保管責任者は、当該電子印に係る印影の改ざんその他不正な使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 保管責任者は、電子印の使用を廃止したときは、速やかに当該電子印に係る印影を記録した電磁的記録媒体から当該印影を消去するとともに、管理責任者にその旨を報告しなければならない。

（公印の事故報告）

第12条 保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造またはき損等の事故が発生したときは、直ちに事故発生の日時、公印の名称、使用方法、使用区分および事故の概要等を書面で管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、報告内容に基づき必要な処置をしなければならない。

（廃止した公印の処置）

第13条 保管責任者は、公印を廃止または取替えたときは、現品をすみやかに管理責任者に返納しなければならない。

- 2 廃止した公印の保存期限は、廃止の日から1年とする。ただし管理責任者において保存期限の延長の必要を認めたときは、この限りでない。
- 3 保存期限（延長した期限を含む。）が満了して廃止した公印は焼却（金属製印にあつては原形をとどめない程度に破壊する。）処分にしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

別表第1（第3条－第5条、第9条関係）

## 公 印 表

名 称	形状 (書体)	寸 法 (m m)		使用方法 (材質)	個数	使用区分	保 管 責 任 者
		縦	横				
京都府警察本部長之印	正方形	30	30	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	一般公文書	総務課長
京都府警察本部	同 上	32	32	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務部次長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務部参事官之 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	情報管理課長
京都府警察本部 公安委員会補佐 室長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	公安委員会 補佐室長
京都府警察本部 総務部公安委員 会補佐室印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	総務課長
京都府警察本部 総務部総務課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務部総務課出 納員印	同 上	19.8	19.8	同 上	1	府費現金領収 事務用	同 上

京都府警察本部 情報管理課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	一般公文書	情報管理課 長
京都府警察本部 総務部情報管理 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 広報応接課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	広報応接課 長
京都府警察本部 総務部広報応接 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 会計課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	会計課長
京都府警察本部 総務部会計課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 総務部会計課出 納員印	同 上	19.8	19.8	同 上	1	府費物品契約 事務用	同 上
同 上	同 上	19.8	19.8	同 上	1	府費物品出納 事務用	同 上
京都府警察本部 長印	円 形	径16.5		同 上	1	府費収支命令 者用	同 上
歳入徴収官京都 府警察会計担当 官之印	正方形	23	23	同 上	1	国費収入事務 用	同 上
支出負担行為担 当官京都府警察 会計担当官之印	同 上	23	23	同 上	1	国費支出負担 行為事務用	同 上

支出官京都府警察会計担当官之印	同 上	23	23	同 上	1	国費支出事務用	同 上
契約担当官京都府警察会計担当官之印	同 上	23	23	同 上	1	国費契約事務用	同 上
物品管理官京都府警察本部長之印	同 上	23	23	同 上	1	国有物品管理事務用	同 上
資金前渡官吏京都府警察本部会計課長之印	同 上	20	20	同 上	1	国費資金前渡経理事務用	同 上
歳入歳出外現金出納官吏京都府警察本部会計課長之印	同 上	20	20	同 上	1	国費歳入歳出外現金経理事務用	同 上
有価証券取引主任官京都府警察本部会計課長之印	同 上	20	20	同 上	1	国費契約に係る有価証券受払事務用	同 上
収入官吏京都府警察本部会計課長之印	同 上	20	20	同 上	1	国費歳入金の収納事務用	同 上
京都府警察本部装備課長之印	同 上	24	24	同 上	1	一般公文書	装備課長
京都府警察本部総務部装備課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部留置管理課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	留置管理課長

京都府警察本部 総務部留置管理 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警務部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	警務課長
京都府警察本部 警務部参事官之 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警務部参事官之 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	監察官室長
京都府警察本部 警務部首席監察 官之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警務部理事官之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	警務課長
京都府警察本部 警務課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警務部警務課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 部長之印	円 形	径15		同 上	1	身分証明書用	同 上
京都府警察本部 厚生課長之印	正方形	24	24	同 上	1	一般公文書	厚生課長
京都府警察本部 警務部厚生課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部	同 上	24	24	同 上	1	同 上	教養課長

教養課長之印								
京都府警察本部 警務部教養課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 部長之印	円 形	径13		同 上	1	術科技能検定 用	同 上	
京都府警察本部 監察官室長之印	正方形	24	24	同 上	1	一般公文書	監察官室長	
京都府警察本部 警務部監察官室 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 生活安全部長之 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	生活安全企 画課長	
京都府警察本部 生活安全部次長 之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 生活安全部参事 官之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 生活安全部サイ バーセンター長 之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	サイバー企 画課長	
京都府警察本部 生活安全部理事 官之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	生活安全企 画課長	
京都府警察本部 生活安全企画課 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上	



京都府警察本部 生活安全部生活 安全企画課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 人身安全対策課 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	人身安全対 策課長
京都府警察本部 生活安全部人身 安全対策課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 少年課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	少年課長
京都府警察本部 生活安全部少年 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 長之印	円 形	径15		同 上	1	少年補導職員 之証用	同 上
京都府警察本部 生活保安課長之 印	正方形	24	24	同 上	1	一般公文書	生活保安課 長
京都府警察本部 生活安全部生活 保安課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 サイバー企画課 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	サイバー企 画課長
京都府警察本部 生活安全部サイ バー企画課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 サイバー捜査課	同 上	24	24	同 上	1	同 上	サイバー捜

長之印								査課長
京都府警察本部 生活安全部サイ バー捜査課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 地域部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	地域課長	
京都府警察本部 地域部次長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 地域部理事官之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 地域課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 地域部地域課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 通信指令課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	通信指令課 長	
京都府警察本部 地域部通信指令 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 機動警ら課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	機動警ら課 長	
京都府警察本部 地域部機動警ら 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 鉄道警察隊長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	鉄道警察隊 長	

印								
京都府警察本部 地域部鉄道警察 隊印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 刑事部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	刑事企画課 長	
京都府警察本部 刑事部次長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 刑事部組織犯罪 対策統括室長之 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	組織犯罪対 策第一課長	
京都府警察本部 刑事部理事官之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	刑事企画課 長	
京都府警察本部 刑事企画課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 刑事部刑事企画 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察本部 長之印	円 形	径15		同 上	1	特定事業者の 営業所その他 の施設立入検 査の身分証明 書用	同 上	
京都府警察本部 長	同 上	径22		プレス印  (金属)	1	特定事業者の 営業所その他 の施設立入検 査の身分証明 書の写真の契	同 上	

						印用	
京都府警察本部 捜査第一課長之 印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 硬質材	1	一般公文書	捜査第一課 長
京都府警察本部 刑事部捜査第一 課印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府警察本部 捜査第二課長之 印	同上	24	24	同上	1	同上	捜査第二課 長
京都府警察本部 刑事部捜査第二 課印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府警察本部 捜査第三課長之 印	同上	24	24	同上	1	同上	捜査第三課 長
京都府警察本部 刑事部捜査第三 課印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府警察本部 鑑識課長之印	同上	24	24	同上	1	同上	鑑識課長
京都府警察本部 刑事部鑑識課印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府警察本部 組織犯罪対策第 一課長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	組織犯罪対 策第一課長
京都府警察本部 刑事部組織犯罪 対策第一課印	同上	27	27	同上	1	同上	同上

京都府警察本部 組織犯罪対策第 二課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	組織犯罪対 策第二課長
京都府警察本部 刑事部組織犯罪 対策第二課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 組織犯罪対策第 三課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	組織犯罪対 策第三課長
京都府警察本部 刑事部組織犯罪 対策第三課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 科学捜査研究所 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	科学捜査研 究所長
京都府警察本部 刑事部科学捜査 研究所印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 機動捜査隊長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	機動捜査隊 長
京都府警察本部 刑事部機動捜査 隊印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 交通部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	交通企画課 長
京都府警察本部 交通部次長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部							運転免許試

交通部参事官之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	験課長 長
京都府警察本部 交通部理事官之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	交通企画課 長
京都府警察本部 交通企画課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 交通部交通企画 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 交通規制課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	交通規制課 長
京都府警察本部 交通部交通規制 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 交通指導課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	交通指導課 長
京都府警察本部 交通部交通指導 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 長之印	同 上	20	20	同 上	2	交通反則公示 通告書、交通 反則通告書、 交通反則告知 是正通知書並 びに交通事件 原票裏の送致 事件該当事由 欄及び通告欄	同 上

						用	
京都府警察本部 交通指導課出納 員印	同 上	19.8	19.8	同 上	1	府費出納事務 用	同 上
京都府警察本部 交通指導課金銭 分任出納員印	同 上	18	18	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 交通捜査課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	一般公文書	交通捜査課 長
京都府警察本部 交通部交通捜査 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 長印	同 上	27	27	同 上	1	運転免許の取 消通知書、運 転免許保留通 知書、仮運転 免許証及び仮 運転免許取消 処分通知書	運転免許試 験課長
京 警 本 部 長	長方形	5	20	同 上	6	運転免許関係 書類用	同 上
京都府警察本部 運転免許試験課 長之印	正方形	24	24	同 上	1	一般公文書	同 上
京都府警察本部 交通部運転免許 試験課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 運転免許試験課 出納員印	同 上	19.8	19.8	同 上	1	府費出納事務 用	同 上

京都府警察本部 運転免許試験課 京都駅前運転免許更新センター 出納員印	同 上	19.8	19.8	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部長	円 形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証 の写真の契印 用	同 上
京都府警察本部 交通機動隊長之 印	正方形	24	24	朱肉印 〔つけ材〕 又 は 硬質材	1	一般公文書	交通機動隊長
京都府警察本部 交通部交通機動 隊印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 高速道路交通警 察隊長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	高速道路交 通警察隊長
京都府警察本部 交通部高速道路 交通警察隊印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 金銭分任出納員 印	同 上	18	18	同 上	1	府費出納事務 用	同 上
京都府警察本部 警備部長之印	同 上	27	27	同 上	1	一般公文書	警備第一課 長
京都府警察本部 警備部次長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警備部参事官之							警衛警護課 長



印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	
京都府警察本部 警備部理事官之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	警備第一課 長
京都府警察本部 警備第一課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警備部警備第一 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警備第二課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	警備第二課 長
京都府警察本部 警備部警備第二 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 公安課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	公安課長
京都府警察本部 警備部公安課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 警衛警護課長之 印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	警衛警護課 長
京都府警察本部 警備部警衛警護 課印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上
京都府警察本部 外事課長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	外事課長
京都府警察本部	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上

警備部外事課印								
京都府警察本部 機動隊長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	機 動 隊 長	
京都府警察本部 警備部機動隊印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察学校 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	警 察 学 校 長	
京都府警察学校印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察京都 市警察部長之印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	企 画 課 長	
京都府警察京都 市警察部印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察京都 市警察部企画課 長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	同 上	
京都府警察京都 市警察部企画課 印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府川端警察 署長之印	同 上	24	24	同 上	1	同 上	川 端 警 察 署 長	
京都府川端警察 署印	同 上	27	27	同 上	1	同 上	同 上	
京都府川端警察 署長之印	円 形	径15		同 上	1	遺失物関係専 用	同 上	
京都府川端警察 署長印	同 上	径 16.5		同 上	1	府費収支命令 者専用	同 上	
京都府川端警察	正方形	19.8	19.8	同 上	1	府費出納事務	同 上	

署出納員印						用	
京都府川端警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府上京警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	上京警察署長
京都府上京警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府上京警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府上京警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府上京警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府上京警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府東山警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	東山警察署長
京都府東山警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府東山警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府東山警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府東山警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上

京都府東山警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府中京警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	中京警察署長
京都府中京警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府中京警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府中京警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府中京警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府中京警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府下京警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 〔硬質材〕	1	一般公文書	下京警察署長
京都府下京警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府下京警察署長之印	円形	径15		同上	2	遺失物関係専用	同上
京都府下京警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上

京都府下京警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府下京警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府下鴨警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	下鴨警察署長
京都府下鴨警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府下鴨警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府下鴨警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府下鴨警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府下鴨警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府伏見警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 (つけ材 または 硬質材)	1	一般公文書	伏見警察署長
京都府伏見警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府伏見警察	円形	径15		同上	1	遺失物関係専	同上

署長之印						用	
京都府伏見警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府伏見警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府伏見警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府山科警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	一般公文書	山科警察署長
京都府山科警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府山科警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府山科警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府山科警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府山科警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上

京都府右京警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 〔硬質材〕	1	一般公文書	右京警察署長
京都府右京警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府右京警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府右京警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府右京警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府右京警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府右京警察署京北交番金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府南警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 〔硬質材〕	1	一般公文書	南警察署長
京都府南警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府南警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上

京都府南警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府南警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府南警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府北警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 (つけ材 又は 硬質材)	1	一般公文書	北警察署長
京都府北警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府北警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府北警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府北警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府北警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
				朱肉印 ( )			



京都府西京警察署長之印	正方形	24	24	つげ材 又は 硬質材	1	一般公文書	西京警察署長
京都府西京警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府西京警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府西京警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府西京警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府西京警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府向日町警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	向日町警察署長
京都府向日町警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府向日町警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府向日町警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府向日町警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府向日町警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上

京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証 の写真の契印 用	同上
京都府宇治警察 署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 〔硬質材〕	1	一般公文書	宇治警察署 長
京都府宇治警察 署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府宇治警察 署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専 用	同上
京都府宇治警察 署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令 者専用	同上
京都府宇治警察 署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務 用	同上
京都府宇治警察 署金銭分任出納 員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証 の写真の契印 用	同上
京都府城陽警察 署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材〕 又は 〔硬質材〕	1	一般公文書	城陽警察署 長
京都府城陽警察 署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府城陽警察 署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専 用	同上

京都府城陽警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府城陽警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府城陽警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府八幡警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	八幡警察署長
京都府八幡警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府八幡警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府八幡警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府八幡警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府八幡警察署金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府田辺警察署長之印	同上	24	24	同上	1	一般公文書	田辺警察署長
京都府田辺警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上

京都府田辺警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府田辺警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府田辺警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真的契印用	同上
京都府木津警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	一般公文書	木津警察署長
京都府木津警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府木津警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府木津警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府木津警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真的契印用	同上
京都府亀岡警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 又は 硬質材〕	1	一般公文書	亀岡警察署長
京都府亀岡警察	同上	27	27	同上	1	同上	同上

署印							
京都府亀岡警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府亀岡警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府亀岡警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府南丹警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 又は 硬質材〕	1	一般公文書	南丹警察署長
京都府南丹警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府南丹警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府南丹警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府南丹警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真の契印用	同上
京都府綾部警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	一般公文書	綾部警察署長

京都府綾部警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府綾部警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府綾部警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府綾部警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真的契印用	同上
京都府福知山警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	一般公文書	福知山警察署長
京都府福知山警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府福知山警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府福知山警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府福知山警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の写真的契印用	同上
京都府舞鶴警察				朱肉印 〔つげ材〕	1		舞鶴警察署

署長之印	正方形	24	24	〔又は 硬質材〕		一般公文書	長
京都府舞鶴警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府舞鶴警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府舞鶴警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府舞鶴警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府舞鶴警察署東庁舎金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証の 写真の契印用	同上
京都府宮津警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つげ材 又は 硬質材〕	1	一般公文書	宮津警察署長
京都府宮津警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府宮津警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府宮津警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府宮津警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上

京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証 の写真の契印 用	同上
京都府京丹後警察署長之印	正方形	24	24	朱肉印 〔つけ材〕 又は 硬質材	1	一般公文書	京丹後警察署長
京都府京丹後警察署印	同上	27	27	同上	1	同上	同上
京都府京丹後警察署長之印	円形	径15		同上	1	遺失物関係専用	同上
京都府京丹後警察署長印	同上	径16.5		同上	1	府費収支命令者専用	同上
京都府京丹後警察署出納員印	正方形	19.8	19.8	同上	1	府費出納事務用	同上
京都府京丹後警察署網野交番金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府京丹後警察署久美浜交番金銭分任出納員印	同上	18	18	同上	1	同上	同上
京都府警察本部長	円形	径22		プレス印 (金属)	1	仮運転免許証 の写真の契印 用	同上
京 警 本 部 長	長方形	5	20	朱肉印 〔つけ材〕 又は 硬質材	各1	運転免許関係 書類用	各警察署長



別表第2（第3条－第5条、第9条関係）

名 称	形 状 (書体)	寸 法 (m m)		使用方法 (材質)	個 数	使 用 区 分	保 管 責 任 者
		縦	横				
京都府警察本部長之印	正 方 形	30	30	朱肉印 〔つげ材 または 硬質材〕	1	表彰状等専用	総務課長
総務部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	同 上
警務部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	警務課長
生活安全部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	生活安全企画課長
地域部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	地域課長
刑事部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	刑事企画課長
交通部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	交通企画課長
警備部長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	警備第一課長
京都府警察学校長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	警察学校長
川端警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	川端警察署長
上京警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	上京警察署長
東山警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	東山警察署長

中京警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	中京警察署長
下京警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	下京警察署長
下鴨警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	下鴨警察署長
伏見警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	伏見警察署長
山科警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	山科警察署長
右京警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	右京警察署長
南警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	南警察署長
北警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	北警察署長
西京警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	西京警察署長
向日町警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	向日町警察署長
宇治警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	宇治警察署長
城陽警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	城陽警察署長
八幡警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	八幡警察署長
田辺警察署長之印	同 上	21	21	同 上	1	同 上	田辺警察署長

木津警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	木津警察署長
亀岡警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	亀岡警察署長
南丹警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	南丹警察署長
綾部警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	綾部警察署長
福知山警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	福知山警察署長
舞鶴警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	舞鶴警察署長
宮津警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	宮津警察署長
京丹後警察署長之印	同	上	21	21	同	上	1	同	上	京丹後警察署長

様式第1号（第4条、第5条、第9条関係）

公 印 台 帳

公印の名称		使用区分	
保管責任者			
取扱責任者			
補助者		備 考	
形 状			
寸法(mm)			
使用 方法			
印	1	2	
	. . ~ . .		. . ~ . .
影	3	4	
	. . ~ . .		. . ~ . .

- 注 1 印影は、1 から押印する。2 以下は、改刻した場合の印影を押印すること。  
 2 期間は、公印施行の始期と、廃印になった日を記入すること。  
 3 保管（取扱）責任者及び補助者は、職名だけ記入すること。